

# 長岡市委託契約条項

令和7年1月1日改正版

## (総則)

第1条 受注者は、この契約の定めるところによって頭書の委託業務を誠実に履行し、発注者は、受注者に対する債務を履行しなければならない。

2 仕様書又は設計要領に明記されない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約に基づき取得した目的物を自由に使用し、又はこれを使用するときはその内容を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

## (一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書又は設計要領において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書又は設計要領において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書又は設計要領において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## (特許権等の使用)

第4条 委託業務については、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## (委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務に関して、受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査し若しくは指示することができる。

## (業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 受注者は、委託業務について、仕様書若しくは設計要領の不備又は不測の事故が発生し、その他正当な理由がある場合には、発注者に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第7条 受注者は、受注者の責めに帰することができない正当な理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対し、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認める変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第8条 第10条の規定による目的物の検査合格前に生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書又は設計要領に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(履行遅滞による損害)

第9条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金（遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の1の額とする。）を徴して、期限を延長することができる。

2 発注者の責めに帰する理由により、第11条の規定による契約金の支払が遅れたときは、受注者は、発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、履行届又は設計図書納入審査経過調書を発注者に提出し、この契約に定める目的物（以下「成果品」という。）について発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の届出書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命じられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前2項の規定を準用する。

4 受注者は、発注者の検査に合格したときは、成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約金の支払)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、契約金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を受注者に支払わなければならない。

(前金払)

第12条 受注者は、発注者が前金払をすることとした契約金額が200万円以上の委託業務について、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証限度とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下、「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して契約金額の10分の3以内の前払金（10万円単位とし、10万円未満は切り捨てる。）

の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払うものとする。  
(前払金の使用等)

第13条 受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この委託業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。  
(契約不適合責任等)

第14条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引き渡された成果品に関し、第10条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 発注者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された成果品の契約不適合が仕様書又は設計要領の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権等)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - (2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
  - (5) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) 第2条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - (3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ）。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第15条の6の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- 3 第12条第3項の規定により前金払を行い、かつ、委託業務の完了前に契約が解除された場合において、この契約の解除が第15条第1項若しくは第2項若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の規定によるとき又は第15条の3第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第9条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第15条の5又は第15条の6の規定による解除にあっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。
- 4 委託業務の完了前に契約が解除された場合において、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したものがあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する契約金の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受注者に支払わなければならない。
- 5 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為による解除）

第15条の2 発注者は、前条第2項の規定によるほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
  - (3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支配人又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- (2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。  
（発注者の損害賠償請求等）
- 第15条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) この契約の成果品に契約不適合があるとき。
  - (2) 第15条又は第15条の2の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号若しくは第2項各号又は第9条第1項に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上

の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項並びに第2項及び第9条第1項の規定は適用しない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条の4 第15条第1項各号若しくは第2項各号又は第15条の2第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の2第1項若しくは第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第15条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の2第1項若しくは第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第15条の6 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により仕様書又は設計要領を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条の7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条の8 第15条の6第1項又は第2項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第15条の6の規定による契約の解除をすることができない。

(契約の解除に伴う違約金)

第16条 発注者は、第15条から第15条の5までの規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、契約金額の100分の10以上の額を違約金として受注者から徴収することができる。

(賠償額の予定)

第17条 受注者は、第15条の2第1項の各号のいずれかに該当する場合は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠

償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、第1項及び第2項の額を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して当該額を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。